(令和5年2月 特定事業者向けセミナー資料)

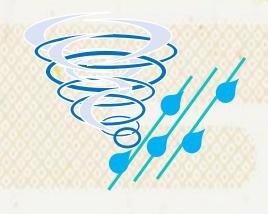
特定事業者排出量削減計画書制度

制度変更の概要について

第五計画期間(令和5年度~令和7年度)から 運用を一部見直します

京都府 府民環境部 脱炭素社会推進課 京都市 環境政策局 地球温暖化対策室

地球温暖化の影響



豪雨・河川の増水



京都の平均気温は 既に約2°C上がっています。

※ また、地球全体の気温上昇に伴う海洋の蒸発散量の増加により、 大雨の発生増加、熱帯低気圧の強靭化が指摘されています。

温室効果ガスの排出抑制



地球温暖化を防止!!



各国の掲げる達成目標

日本

【2030年目標】-46% (2013年比)

【2050年目標】排出ゼロ

アメリカ

【2030年目標】-50~-52% (2005年比) 【2050年目標】排出ゼロ

イギリス器

【2030年目標】-68%以上(1990年比)

【2050年目標】排出ゼロ

EU 🔘

【2030年目標】-55%以上(1990年比) 【2050年目標】排出ゼロ

中国 🐃

【2030年目標】GDP当たりCO₂排出量を-65%以上(2005年比)

【2060年目標】排出ゼロ

韓国

【2030年目標】-40%以上(2018年比) 【2050年目標】排出ゼロ



京都府内における温室効果ガス排出状況

令和3年度報告書の結果、特定事業者(247者)の 温室効果ガス総排出量は417.4万トンで、 基準年度総排出量445.5万トンから、6.3%の削減。

※全ての部門において目標削減率(業務3%、産業2%、運輸1%)を上回る結果となっており、その主な要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による減産や休業等によるエネルギー消費量の減少等が挙げられます。

部門	事業者数 (者)		入総排出量 - C O ₂)	基準年度排出量 からの増減割合
	(日)	基準年度	令和3年度実績	(%)
計	2 4 7	4 4 5 . 5	4 1 7.4	<u>△ 6.3</u>
産業部門	1 1 1	2 1 2.9	198.7	△ 9.1
業務部門	1 1 1	193.7	185.0	△ 6.1
運輸部門	2 5	38.8	3 3 . 6	△ 7.5



京都市内における温室効果ガス排出状況

うち、市内の特定事業者(138者)の 温室効果ガス総排出量は153.4万トンで、 基準年度総排出量168.9万トンから、9.2%削減。

部門	事業者数 (者)	温室効果ガ (万トン	基準年度排出量 からの増減割合		
(1)		基準年度	令和3年度実績	(%)	
計	1 3 8	168.9	153.4	<u>△ 9.2</u>	
産業部門	3 4	45.6	3 9 . 7	△ 12.9	
業務部門	8 3	103.7	96.9	△ 6.6	
運輸部門	2 1	19.6	16.8	△ 14.1	



事業者の皆様に取り組んでいただきたいこと

「2050年ゼロ」に向けては 事業者の皆様の取組が非常に重要!

京都府市地球温暖化対策計画での必要な取組水準

省エネの加速

エネルギー消費量 18%以上削減 (2018年度比)

※京都市の例



再エネの拡大

消費電力に占める再エネ比率 35%以上に拡大 (現状15%)

※京都府・京都市同じ

事業者排出量削減計画書制度の 見直しについて

第五計画期間(令和5年度~令和7年度)からの変更点

- ◇ 目標削減率の変更
- ◇ 排出量の算定方法の変更
- ◇ 温室効果ガス排出削減取組の評価方法の変更
- ◇ 重点対策項目の変更
- ◇ 評価基準の変更



次ページから詳しく説明していきます。



目標削減率の変更

◇目標削減率とは

計画期間における温室効果ガス排出量の削減に関する目標となる削減率

	評価の基準となる目標削減率			
	現行	変更後		
運輸部門	3年間の年平均 1% -	2 %		
産業部門	3年間の年平均 2% -	4 %		
業務部門	3年間の年平均 3% -	6 %		

※部門別の削減状況を考慮して目標削減率を設定しています。

排出量の算定方法の変更

◇排出量の算定

排出量

= 1

エネルギー 使用量

×

排出係数

評価の対象となる排出量の算定の際、電力排出係数を次のとおり変更※

第四計画期間まで 基礎排出係数

 \Rightarrow

第五計画期間以降は

調整後排出係数

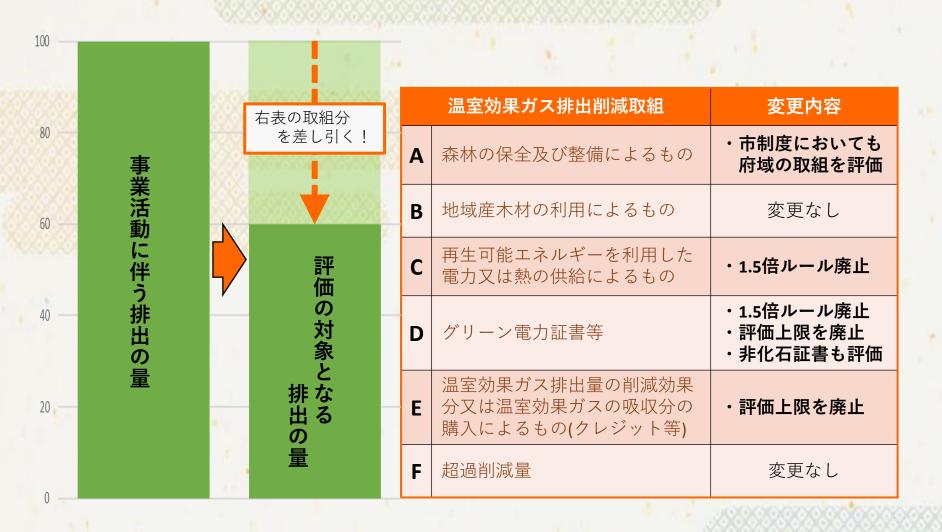
※これにより、環境負荷の少ない電力を使用した際に、間接的に減少する CO_2 発生量についても、評価に加えられることとなります。

◇基準年度排出量の算定

上記の変更に伴い、各事業者の温室効果ガス排出削減努力の基準(基準年度排出量)の算定についても「調整後排出係数(残差)」を使用し計算する。



温室効果ガス排出削減取組の評価方法の変更



重点対策項目の変更

- ◇ 必須項目(対策1~34) ⇒ 全て廃止 (同様の項目を省エネ法において管理しているため)
- ◇選択項目(対策 a ~ n) ⇒ 以下のとおり項目を見直し

より先進的な取組内容へ!

新制度における重点対策項目	HANDI YET V:
1 . サプライチェーン排出量算定の実施	5. 自家消費型再エネ・蓄電池・EMSの導入
2. 気候変動イニシアティブへの参画	6. 再エネ需給バランス調整への寄与
3 . サステナブルファイナンスの実施	7. 自動車由来の温室効果ガス排出削減に 係る取組の実施
4. 廃棄物の減量化・リサイクルの推進	8. 効率性の高い建築物の導入

評価基準の変更(赤字箇所)

STEP 1

- ① 計画を実行するための推進体制が整備されている
- ② エネルギーの使用を種別、排出区分別に把握し管理している
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減目標の検討・設定
- ④ 原単位の改善目標の検討・設定
- ⑤ 削減対策について検討



ひとつでも未実施



STEP 2

STEP

3

削減率(実績)が削減率(目標)を達成 or 未達成

未達成

※目標削減率

業務部門: 3年間平均 **6%**

産業部門: 3年間平均 **4%**

運輸部門: 3年間平均 **2%**

達成

評価基準

①削減率:目標削減率の2倍以上

→【改正】1.5倍以上

②原単位改善率: 1%/年以上

→【改正】2%/年以上

③重点対策実施率:100%以上

→【改正】25%(2項目)以上

すべて該当

非該当あり

S評価

A評価

評価基準

①他の計算方法で目標削減率達成 → 廃止

→ 削減率:目標削減率の1/2 (現行削減率)以上

②原単位改善率: 2%/年以上

→ (変更なし)

③重点対策実施率:110%以上

→【改正】25%(2項目)以上

いずれかに該当

該当なし

B評価

C評価

参考)省エネ法の改定に伴う府市制度の影響について

- ◇エネルギー定義の見直し
 - ⇒本制度の特定事業者の要件に影響
 - ・報告対象に非化石エネルギーを追加
 - ※非化石エネルギー(以下の3分類)
 - ・非化石燃料:廃材、廃プラスチック、アンモニア など
 - ・非化石熱 :太陽熱、地熱など
 - ・非化石電気:太陽光発電、バイオマス発電など
 - ・電気の一次エネルギー換算係数見直し「9.76(MJ/kWh)」から「8.64(MJ/kWh)」に変更。(全国一律の「全電源平均係数」に改められることとなったため)
- ◇電気需要の最適化
 - ・需要側のデマンドレスポンスの取組を評価
 - ⇒ 本制度の重点対策項目で評価



第5計画期間に向けた今後のスケジュール

2023年度9月に第五計画期間の計画書提出となります。

⇒ 新制度運用開始に向けて準備をお願いします。

0.000000	200000000	000000		7		: 1
年度	2011~2013	2014~2016	2017~2019	2020~2022	2023	2024 2025
第1計画期間	0.0110.0140.0	10000000	=		X.	19
第2計画期間				2023年7月 報告書提出		al .
第3計画期間	h :			第4計画期間 第3年度		, ,
第4計画期間	" 11 .	V 6			報	
第 5 計画期間					計	2023年9月 計画書提出 第5計画期間分



	京都府内 特定事業者	京都市内 特定事業者
府 へ提出	・事業者排出量削減 計画書 ・事業者排出量削減 報告書 ・冷媒用代替フロン使用状況等報告書 (バス・タクシーを除く特定事業者) ・再エネ導入等状況報告書	・冷媒用代替フロン使用状況等報告書 (バス・タクシーを除く特定事業者) ・再エネ導入等状況報告書
市へ提出	提出物なし	・事業者排出量削減 計画書 ・事業者排出量削減 報告書